

緊急情報 市内で発生！架空請求はがき 絶対に連絡しないで！

1月中旬、市内在住の女性宅に「消費料金に関する訴訟最終通告」のハガキが届いた。女性がハガキに書かれている電話番号に連絡したところ、弁護士や訴訟担当者から供託金や和解金の名目で請求があり、20回以上に渡り指定口座への振り込みや現金を郵送する被害がありました。ハガキに書かれている電話番号には絶対に連絡しないよう、関係者・機関への周知をお願い致します。

送付されている
ハガキ（見本）



- 道内でハガキによる架空請求が多発しています。最近では、ハガキの裏面に情報保護シールが貼られており、更に手口が巧妙になっています。
- ハガキの差出人は「消費者訴訟告知センター」や「民事訴訟管理センター」など実在する機関ではありません。これは、ハガキによる架空請求ですのでご注意ください。
- ハガキには、「消費料金が未納になっている」「民事訴訟による訴状が提出された」「連絡がない場合は裁判になる」などと書かれており、受け取った消費者を不安にさせ、訴訟の取り下げについて連絡させるのが目的です。
- このようなハガキが届いたときは、記載の電話番号には連絡せず「無視」をしましょう。電話をすると、相手に自分の電話番号が知られてしまい、お金を請求されます。
- 心配なときは、消費生活センター、名寄警察署 ☎2-0110(24時間対応)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

TEL・FAX/01654-2-3575

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

